

仕 様 書

1 契約名

農村研修施設照明器具ＬＥＤ化業務委託

2 業務の目的

本市は「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」に基づき、事務・事業に関わるＣＯ₂排出量削減の取組を推進する必要がある。このため、蛍光灯照明器具等を使用している農村研修施設において、ＬＥＤ照明器具等（以下「照明器具」という。）を導入するものである。

3 履行場所

- (1) 桜島旬彩館（鹿児島市桜島横山町 1722 番地 48）
- (2) 喜入農業構造改善センター（鹿児島市喜入町 6094 番地 8）
- (3) 農村交流館まつもと（鹿児島市上谷口町 3366 番地 11）
- (4) 松元農畜産物処理加工センター（鹿児島市直木町 2904 番地 1）
- (5) 郡山中央構造改善センター（鹿児島市郡山町 141 番地）
- (6) 西有里研修館（鹿児島市西俣町 2948 番地）
- (7) 郡山東部研修館（鹿児島市東俣町 305 番地）
- (8) 郡山常盤コミュニティセンター（鹿児島市郡山町 2933 番地）
- (9) 八重棚田館（鹿児島市郡山町 5240 番地 24）

※(5)は同建物内の郡山地区保健センターを除く

4 対象機器

別紙「ＬＥＤ照明器具等特記仕様書」を満足する製品

5 設置場所及び数量

別紙「製品仕様書一覧表」、「姿図」、「案内図」のとおり

設置する照明器具の形状等は、現地確認の上、既設照明器具と同等のものとすること。

6 業務の範囲

- (1) 設置場所及び設置照明器具等の現地調査
- (2) 照明器具の調達及び設置(既設照明器具等の撤去及び処分を含む)

7 設置場所及び設置照明器具等の現地調査

契約締結後、速やかに本仕様書及び別紙「製品仕様書一覧表」等に基づき、蛍光灯照明器具等の設置状況や電源状況等について現地調査を行うこと。

現場に相違がある場合は、市の施設担当者等に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

8 LED照明器具の調達及び設置

(1) 事前協議等

- ① 現地調査後、市の施設担当者とのスケジュール等について協議を行ったうえで、発注者に書面で工程表及び体制表等を提出し、市の承諾を得ること。なお、照明器具の設置等は原則として、施設の業務に支障のない日に実施するものとする。ただし、開館日も作業ができる箇所については、協議して行えるものとする。

また、照明器具設置の進捗等により工程の変更が必要となった場合や体制表等の変更があった場合は協議を行い、市の承諾を得たうえで変更すること。

- ② 作業の日程調整については、業務等に支障ない日の実施を考えていることから連続した日程での作業ができない場合があることに留意すること。特に、郡山中央構造改善センターにおいては、同じ建物内にある「郡山地区保健センター」も含めた日程調整を行うこと。
- ③ 現地調査等の結果を踏まえ、別紙に適合しているメーカー標準仕様の照明器具を選定すること。選定後、資料を提出し、市の承諾を得たうえで発注及び調達を行うこと。なお、提出した資料に関して、市から追加の資料提出の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

(2) LED照明器具の設置

- ① 既存の蛍光灯照明器具等を撤去し、調達した照明器具を設置すること。その際、吊りボルト等により建物の筐体に固定することとし、天井ボードに隙間が生じた場合などは、適正に補修を行うこと。また、配線を変更する場合は、その配線に表示（豆札）を行い、配線の行先、用途等を明記すること。
- ② 施工にあたっては、作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、現場管理には細心の注意を払い事故等が発生しないように行うこと。本業務は天井材等、照明器具周辺の建材を損傷しない作業を想定しているが、万一、建材の損傷・飛散が生じる可能性のある場合は、防塵マスクの着用等の対策を講じること。なお、事故等が発生した場合には、消防機関等への連絡とともに市の担当者にも速やかに報告すること。特に、既存建物、物品等に損傷を与えた場合においては、報告後速やかに復旧すること。
- ③ 撤去した蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。ただし、良品の蛍光灯照明器具等については、市の担当者に報告し、市が求めた場合は引き渡すこと。また、PCBの含まれることが懸念される安定器は確認を行い、PCBの含まれていることが確認された場合は、その旨が分かる資料を添付したう

えで、発注者に引き渡すこと。

- ④ L E D照明器具の設置に関しては、本仕様書等に基づき行うものとし、本仕様書等に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版に準拠すること。

(3) L E D照明器具の設置の記録

① 写真撮影

工程に沿って、以下の内容について写真撮影を行うこと。

- ア 既存蛍光灯器具の設置状況
- イ 作業状況（使用材料及び撤去品を含む）
- ウ 照明器具の設置状況（消灯時及び点灯時）
- エ 産業廃棄物処分状況（運搬車両含む）

② 図面等の修正

契約締結後に市の担当者より提供する平面図等に、設置完了後の内容を追加・反映すること。なお、この図面等の修正は設置した照明器具の情報を追加することとし、C A D等を用いて新たに図面を作成する必要はない。

(4) 実施報告書の提出等

① 自主検査の実施

設置完了後に自主検査を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。

② 実施報告書の提出

自主検査の実施後、市に以下の内容を記した実施報告書を提出し、合わせて自主検査の結果を報告すること。なお、実施報告書の電子データを収納した電磁的記録媒体（D V D - R 等）一式を併せて提出すること。市の検査完了後、市が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

- ア 作業状況写真
- イ L E D照明等機器一覧
- ウ L E D照明器具等取扱説明書
- エ L E D照明器具等保証書（写し）
- オ その他関係機関への届出

9 その他

- (1) 産業廃棄物管理票は、E 票を入手後、写しを市へ提出すること。なお、提出は契約期間後でも構わない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。

- (3) 本業務の実施にあたっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材などの調達も同様に市内業者からの購入に努めること。
- (4) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。
- (5) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。